

2011（平成23）年3月29日

東京都知事

石原慎太郎殿

東京都教育庁 御中

東京弁護士会

会長 若旅 一夫

## 東北地方太平洋沖地震に伴う被災地からの 児童・生徒の受入れ等に関する要望書

貴庁が発表した2011（平成23）年3月17日付け「東北地方太平洋沖地震に伴う被災地域からの生徒の受入れ等について」（以下、「3月17日通知」という。）及び同月18日付け「東北地方太平洋沖地震に伴う被災地域からの児童・生徒の受入れについて」（以下、「3月18日通知」という。）に関し、当会は下記のとおり要望する。

### 記

#### 第1 意見の趣旨

東北地方太平洋沖地震により被災し、都内に避難している児童・生徒（以下、「子ども」という。）について、次のような措置を検討されたい。

- 1 都内への転居が確実な子どもに限らず、一定期間避難が継続する可能性がある子どもについては、都内の学校への転学を受け入れる。
- 2 都立学校に限らず、市区町村立の小・中学校でも被災地から避難してきた子どもの転学手続を受け入れるよう、都内の市区町村に要請する。
- 3 正式な転学手続を取らなくても、暫定的な措置として都立学校、市区町村立学校に通学できるようにする。
- 4 子どもだけを指定施設に受け入れることを条件に転

学を認めるのではなく、家族と共に避難している場所の最寄りの都立学校、市区町村立学校で子どもを受け入れる。

- 5 都内の施設を開放して、被災地の学校の授業を都内で再開できるようにする。
- 6 教員資格を有する者を避難所に派遣し、暫定的に避難所で授業を行う。

## 第2 意見の理由

- 1 3月17日通知は、東北地方太平洋沖地震に被災したことにより在籍する高等学校、特別支援学校幼稚部又は高等部への通学が困難になった生徒等について、都外の災害救助法適用地域に住居を有し、在籍する学校への通学が困難となった者及び都内に転居することが確実な者について、都立学校への転学希望があった場合にはこれを受け入れるとしている。

しかし、都内に避難してきたほとんどの被災者は、将来従前の住所地に戻れるかどうか全く予測が立たない状況に置かれており、相当期間が経過しなければ都内へ転居するかどうか決められる状態ではない。

家族が転居するかどうか、転居するとしてどこに転居するのか決まるまで子ども達を就学不能の状態にすることは、憲法26条が保障する教育を受ける権利を侵害するものである。

よって、都内への転居が確実ではない子どもについても、都内に避難している限り、都内の学校への転学を受け入れるべきである。

- 2 3月17日通知は、市区町村立である小・中学校について、その対象に含めていない。

しかし、小・中学校は義務教育であり、憲法26条に照らし、幼稚園教育や高等学校教育と比べてもより一層、学校教育を受ける機会が保障されなければなら

ない。貴庁においては、都内市区町村に対し、被災地から都内に避難してきた小・中学生を最寄りの市区町村立学校で受け入れるよう要請されたい。

3 3月17日通知は、都立学校への転学希望があった場合のみを対象としている。

しかし、仮設住宅に入居できるならば早期に家族全員で地元に戻ることを希望している場合や、自宅は居住可能な状態であるが原子力発電所から近いため都内に避難（自主避難を含む）してきた家庭の場合、避難生活が短期間で終わる可能性を考えて、正式な転学手続を行うことを躊躇する場合もあり得る。また、被災して心の傷を負った子どもにとって、級友との人間関係は心の支えであり、転学によって従前の学校における人間関係が損なわれることを恐れ、転学を躊躇する可能性もある。その結果、就学しない期間が長期に及べば、教育を受ける権利を実質的に侵害することになり、子どもの学力向上や心身の成長が損なわれ、その後の進級進学にも支障を来し、子どもは将来にわたって不利益を被ることになる。

よって、正式な転学手続を取らずとも避難先最寄りの学校に暫定的に通学できるよう、特例を設けていただきたい。

4 3月18日通知は、小・中学校、高等学校に通学することが困難となった学齢期の児童・生徒について、都内施設に受入れ、衣食住の確保及び転学の受け入れを行うとしつつ、保護者は他の施設で受け入れることになるとしている。

しかし、被災による心の傷や避難生活にストレスを感じている子ども達を家族とも引き離すことは、子どもから安心・安全な環境を奪い、健全な育成を阻害するものであって、意思に反する親との分離を禁ずる国連子どもの権利条約9条1項にも反している。「保護者

は、他施設で受入れることとなります。」との注意書を見ただけで、転学を断念する親子が出ることも懸念される。

よって、親子を分離せず、家族と避難先で生活を共にしながら都内の学校に通学できるよう支援されたい。

- 5 避難生活を送る子ども達にとって、通学していた学校の教師や級友等、従前のコミュニティにおける人間関係も大切な心の支えである。阪神淡路大震災の経験から、コミュニティの維持が心身の健康に重要であることも認識されるに至っている。

子どもの成長発達を支援するためには、分散して都内の学校に通学するよりも、従前のコミュニティを維持したまま学校生活を送れる方が望ましい。よって、被災地の学校に対し、要望があれば空き教室を提供するなどして、避難中に都内で授業が再開できるよう支援していただきたい。

- 6 短期間のうちに避難場所が変わる可能性がある、教科書その他の学用品が全て失われてすぐには揃えられない、子どもの不安感が大きく通学できる状態ではない等々の理由で、避難先から最寄りの学校への通学も困難な場合があり得る。

その場合でも、出来る限り子ども達の教育を受ける機会が保障されるよう、教員資格を有する者を避難所に派遣し、暫定的に避難所で授業を行うことを検討されたい。

- 7 今回の東北地方太平洋沖地震は世界的にも最大級の未曾有の震災であり、前例にこだわらず、必要な措置を講じるべきである。ましてや、日頃から都知事自身が述べているとおり、一国にも相当する人材と財力を有する首都東京としては、積極的な対応を取るよう、切に望むものである。

以上